



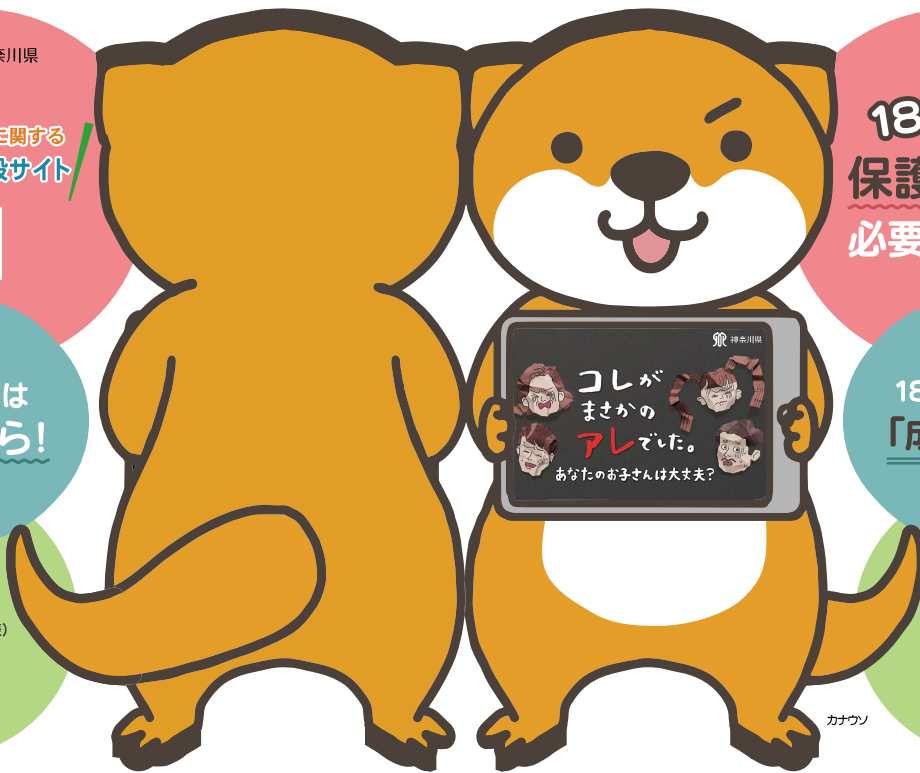
神奈川県

成年年齢引下げに関する
保護者向け特設サイト



飲酒・喫煙は
20歳から!

神奈川県 消費生活課
☎ 045-312-1121(代表)
〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター6階



18歳で...
保護者の同意が
必要なくなる!?

18歳で
「成人」に!

お子さんに
正しい知識
を教えよう!

カナウン

18歳は狙われる!?

消費者トラブルに気を付けて!

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
18歳になると...

- 保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができる!
- ローンを組んだり、クレジットカードを作ることができる!
- 契約後に「未成年者取消権*」が使えなくなる!

*保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

マル手取引



エステ契約



定期購入



高額な被害に
遭ってしまうかも!!



親も子も
要チェック!!

若者が陥りがちな
トラブルが、
アニメで分かる!



コシがまさかの
アレでした。

CHECK! ▶▶▶



トラブルに
巻き込まれてしまったら



最寄りの
相談窓口
に繋がります!

188さん

困ったときは、お電話を!
消費者ホットライン

局番
なし

188番